

平成30年 7月 2日

▼タイトル 高島市長の資産等の公開について

---

▼概 要

政治倫理の確立のための高島市長の資産等の公開に関する条例に基づく、高島市長の資産等の公開に関し、「資産等補充報告書」、「所得等報告書」および「関連会社等報告書」の閲覧を7月2日より開始します。

※閲覧に関する注意事項

《高島市長の資産等の公開に関する規則第10条第2項および第3項》

- ・ 報告書の閲覧は、高島市役所政策部秘書課において、市役所の休日以外の日の午前9時から午後5時までの間です。
- ・ 報告書は、秘書課から持ち出すことはできません。

※その他閲覧に関する詳細事項につきましては、下記へお問い合わせください。

▼日 時 平成30年 7月 2日（月）～

▼場 所 高島市役所 政策部 秘書課

▼内 容 高島市長の資産等の公開

---

▼問い合わせ先

- 所 属： 政策 部 秘書 課
- 担 当： 上原 真哉
- 電話 番号： 0740（25）8000
- ファックス： 0740（25）8101